

【事案 I - 5】告知義務違反解除等の取消請求

・ 2026 年 3 月 10 日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、既加入の生命共済の掛金低減のため、生命保障額部分の減額および特約の解約とあわせ新たな生命共済に加入したところ、新たに加入した生命共済については告知義務違反であり解除する旨が通知されたことから、これを不服として、告知義務違反による解除の取消、もしくは既加入生命共済の保障減額および特約の解約取消を求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

申立人は、新たに契約した生命共済に対する告知義務違反解除の取消、もしくは既加入の生命共済の保障減額および定期生命特約の解約の取消を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、新たな生命共済の加入時に、通院の事実を担当者に口頭で伝えたが、被申立人担当者から「告知は不要」と説明されたため、告知書の「いいえ」に○を付けて申し込み、加入した。
- (2) 仮に、告知書の「はい」に該当すると言ってくれていたら、新たな生命共済には加入せず既契約の保障減額や定期生命特約の解約は行わなかった。
- (3) 結果として、新たな生命共済は解除され、また既契約の生命保障は減額されたままであり、申立人における生命全体の保障が著しく減少し不利益を被っている。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 別にあった医療共済の共済金請求に関する医療調査等により、生命共済の契約前に婦人病による通院歴が判明した。
- (2) 約款・事業規約では、「契約者、被共済者が故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実でないことを告げた場合、被申立人は将来に向かって契約を解除することができる。」旨を規定している。被申立人は医療調査の結果が約款・事業規約に定める告知義務違反に該当するか否かを慎重に検討した結果、該当するものと判断し、申立人に「告知義務違反解除通知」を書面送付し、解除に同意する旨の署名を求めた。
- (3) 申立人からは「告知義務違反解除通知」に対し一度は署名を受理したが、その後、異議申立てがなされたため、同書面を回収し、共済掛金については継続して受領していた。
- (4) 生命共済の申込時の聞き取りでは、「最近の健康状態（過去3か月以内）」欄について、申立人は告知に該当しない旨を回答しており、「過去の健康状態」欄については、別の病歴による共済金請求歴を回答していたが病名と経過から新たな生命共済加入に際して

告知義務違反とはならない、との趣旨から「問題ない」と説明した。なお、申立人からは婦人病に関する申告や告知はなかった。

<審議会の判断>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。